

平成28年度財務・会計実践向上研修

－複式簿記会計の導入に向けて－

1月17～19日の3日間、県内3会場で「平成28年度財務・会計実践向上研修」が開催され、県内土地改良区の役職員、県地域振興局職員など149名が参加した。

同研修は、従来の「水土総合強化推進事業」を再編し、28年度から新たにスタートした「土地改良区体制強化事業」の財務強化対策の一環として実施されたもので、従来の土地改良施設の診断・指導、換地業務の指導のほか、土地改良区の複式簿記会計導入など財務管理の強化に係る内容も事業メニューに加えられた。

研修は、本会の顧問税理士である吉川裕太氏を講師に迎え、「複式簿記会計と財務諸表について」をテーマに、複式簿記会計の概要や財務

諸表の見方、複式会計導入のメリットなど、複式簿記会計の導入・移行に向けての内容として行われた。

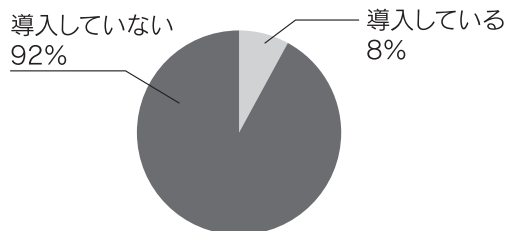


国では、平成32年度までに全ての土地改良区で複式簿記会計の導入又は取組を開始する指導方針を示しており、参加者は複式会計への移行を見据えながら真剣な面持ちで講師の説明に聞き入っていた。

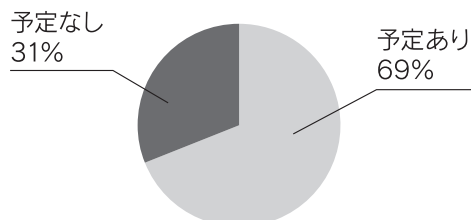


平成28年度 財務・会計実践研修アンケート集計結果

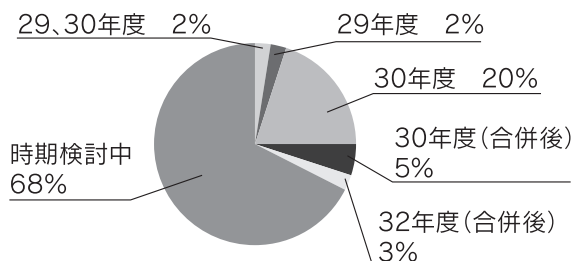
◆複式の導入について(有効回答数63)



◆複式導入予定(有効回答数58)



◆複式導入予定時期(有効回答数40)



導入して困っていること、問題点

<職員>

- ・ため池等の資産評価が困難である
- ・複式に対する知識が不十分なため、財務諸表と会計の関連性が理解できない部分がある。減価償却の考え方、施設の評価方法
- ・仕訳等はソフトの中でしてもらえるのでいいのだが、財務諸表の見方、結果として何を意味するのか分からなかった

<役員>

- ・複式簿記のことがわからない

複式導入予定がない理由

<職員>

- ・合併研究会議の決断による
- ・システム導入にかかる費用の検討、準備期間がかかる
- ・今のところ必要と感じていない
- ・役員の話し合いで導入まで至っていない。予算確保も厳しい
- ・今のところは単式で十分と考える。勉強する時間が必要
- ・まだ導入に関する話し合いが行われていない
- ・今までの会計で十分と感じているため
- ・役員、総代からの要望がない
- ・複式簿記の内容がよくわからない
- ・合併協議中のため
- ・情報収集不足のため導入検討に至っていない

<役員>

- ・複式導入のメリットがわからない
- ・役員会の中で必要性がまだ理解できていない

平成28年度 秋田県農地中間管理事業の実施状況

平成29年2月28日 (公社)秋田県農業公社

1 農用地等借受希望者の応募状況について

・1月末現在の状況は、2,887件、16,766haの借受希望があった。

時 期	借受希望件数			借受希望面積(ha)		
	うち法人	市町村外	新規参入	うち法人		
29年1月末	2,887 (504)	419 (67)	202 (40)	46 (24)	16,766 (3,395)	8,348 (2,238)
(参考:27年度実績)	2,451	359	165	22	13,573	6,133

※()は新規分

【参考】借受希望者の公募

☆公募期間：平成28年4月1日から通年で募集することとし、毎月の公募結果を翌月に農業公社のホームページで公表。

☆公募区域：県内25市町村を188区域（空白域なし）に分けて公募。

区域設定	市町村全域	旧市町村	大字・字	備 考
市町村数	6	3	16	
(参考:27年度実績)	4	5	16	公募区域数:214区域

2 貸付希望者及び面積の状況について

・出し手農家からの貸付希望については、市町村(農業委員会)等の窓口で随時受付を行っており、1月末現在の状況は23市町村から2,357件、2,665haの申込みがあった。

時 期	貸付希望件数	貸付希望面積(ha)	備 考
29年1月末	2,357 (1,831)	2,665 (2,262)	23市町村
(参考:27年度実績)	4,122	4,033	25市町村

※()は新規分

3 農用地等の借受・貸付状況について

(1) 借受状況

・1月末現在の状況は、1,933件、2,016haの借受けとなっている。

借受時期	借受件数	借受面積(ha)	備 考
28年4~29年1月	1,933	2,016	
(参考:27年度実績)	3,595	3,629	

(2) 貸付状況

・1月末現在の状況は、1,087件、2,522haを貸付けた。そのうち法人への貸付けは1,360ha(54%)である。

借受時期	借受件数	借受面積(ha)	備 考
28年4~29年1月	1,087 (277)	2,522 (1,360)	
(参考:27年度実績)	1,244 (274)	3,679 (2,336)	

※()は法人分

ご存じですか? 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける事業です。

- 1 資料の振込も安心!
資料(お借)は、機構から郵送に限り込まれます。
- 2 受け手は、意欲ある地域農業の担い手!
受け手は地域農業を支える担い手です。安心して預けてください。
- 3 受け手を機構がマッチング!
万が一、受け手が耕作できなくなった場合、機構が新しい受け手を探します。
- 4 農地は返却されます!
貸付期間終了後、農地は必ず返却できます。
*希望に応じて、継続して貸し付けることもできます。
- 5 税金のことも安心!
機構へ貸付けても、給与税・相続税の負担額等はそのままです。
また、農業者年金制度の優遇待遇、経営継承にも該当します。
- 6 協力が金が交付されます!
条件を満たせば、機構集積協力が交付されます。

あなたの大切な農地を 農地中間管理機構が活かします!

農地の悩みを聞かせてください!
私たち機構がしっかりサポートします。

10月～11月に県内各地で「出賃相談会」を開催します。
農地の所有者やそのご家族の皆さまは、ぜひ、ご参加ください。
また、ホームページの「田んぼの週末版」にご意見を寄せください。
※上記以外でも開催予定です。詳しくは、ホームページで。

10/22～23 産業祭(北秋田市)
10/22～23 市民まつり(由利本荘市)
10/22～23 秋の祭りフェア(大館市)
10/29～11/4 県産品交流会(雄物川)

詳しくは、ホームページをご覧ください! 秋田県農業公社 検索: <http://www.ak-agri.or.jp/>

☎ 相談 申し込み 【秋田県農地中間管理機構】 ANPO 公社法人 秋田県農業公社 ☎018-893-6223 FAX018-895-7210 E-mail chukankanri@ak-agri.or.jp

4 農地中間管理事業の推進状況について

28年度も3,000haの集積目標を掲げ事業を推進しており、目標達成に向け、次の事項に取り組んでいる。

(1) 出し手農家への周知活動の強化

農地中間管理事業がスタートし2年間で事業の基本的な推進体制等は整いつつあるが、依然として農地の借り手と出し手のアンバランスが生じていることから、その解消に向け、引き続き、出し手農家の掘り起こし活動を展開している。

現地研修会を開催(県内3ヶ所7.25～8.5)／新聞広告へ掲載(9.7、H29.3)／ラジオCM(16回9.22～10.19)／現地相談員の増員(9月現在:21名)／県北駐在所に1名を常駐(4.27)／出張相談会の開催(6ヶ所、10.22～11.11)／PR用DVDの制作・配布(11～12月)

(2) 農地中間管理事業と基盤整備事業との連携強化

国内外の競争激化により、今後リタイヤする高齢農家等の増加が懸念されることから、地域農業の牽引役となる担い手への農地集積を更に進めるとともに、分散錯圃の解消を図り、生産コストの削減に資するよう、本事業と基盤整備事業との連携を一層強化する。

基盤整備事業との連携に関するPR用DVDの配布(12月上旬)／農業法人協会との協定締結(7.7)／土地改良団体との連携による事業周知活動の強化

(3) 中山間地域での事業推進

土地条件が不利な中山間地域においても、農業による一定の所得の確保ができるよう、地域の実態に即したきめ細かな提案を行いながら、機構事業を活用したモデル事例を数多く作り出し、中山間地域での農地の集積・集約化を推進する。

中山間地域対策チームの設置／中山間地域版現地説明会の実施(7.25、8.2)

一年ぶりの再会

～土地連OB会定例会開催～



OB会后藤会長の挨拶

3月3日、平成29年度土地連OB会定例会が秋田市「イヤタカ」で開催された。会員数80名のうち実出席が34名(委任状31名)であった。

最初に後藤至会長より、「3名の僚友が亡くなり黙とうを捧げたが、皆様方とお会いできることは最高の幸せであり、元気で明るく楽しい生活を送るためには健康が第一である」と挨拶があった。

続いて、水土里ネット秋田の高貝久遠会長より、「平成22年の農業農村整備予算7割カット以降、予算額が著しく低迷し計画的な事業遂行が妨げられ、地元の要望に応えられず、本会の運営にも相当の影響があった。しかしながら、全土連の二階会長と共に、『闘う土地改良』を全面に掲げ、関係の皆様と共に予算回復に向け強力に要請活動を実施した結果、ようやく計画的な事業遂行が可能な予算水準に達した」と来賓挨拶を賜った。

議案審議では、平成28年度事業報告及び収支決算の承認、平成29年度事業計画(案)及び平成29年度収支予算(案)等について審議され、何れも、原案どおり可決された。

恒例となった懇親会では、一年に一度の再会を楽しみにしており、涙ぐむ会員の姿も見受けられた。次回も元気で出席して頂きたい。また会う日まで！



OB集合写真



水土里ネット秋田高貝会長の
来賓挨拶

組合員が亡くなったけれども、配偶者や子がおらずかつ他の相続人もいない場合などには、前号で、家庭裁判所で相続財産管理人を選任してもらわないと、亡組合員の農地など財産の管理ができないことを説明しました。

では、相続財産管理人が家庭裁判所によって選任されるまでには、どのような調査・手続きを行う必要があるのでしょうか。また、どんな問題があるのでしょうか。

1. 家庭裁判所に申立てができる者

まず、土地改良区は、家庭裁判所に対し、相続財産管理人選任の申立てが出来るのでしょうか。

民法では、申立人を「利害関係人」と「検察官」と定めていますが、ここで、「利害関係人」とは、亡組合員の債権者や債務者、相続財産の遺贈を受けている者などをいいます。

土地改良区が亡組合員に賦課金債権を有している場合には「利害関係人」にあたり、申立人になれますが、亡組合員が賦課金を完済している場合や、亡組合員の代わりに誰かが賦課金を第三者弁済している場合には、通常、「利害関係人」にはあらず、申立人にはなれません。ただし、事業推進のため土地改良区が財産管理人選任の申立てを行った県内の事例のなかに、賦課金は全額支払われていましたが、事業推進の必要性を家庭裁判所に強く訴え、財産管理人の選任が認められた事例があります。

2. 相続人や財産の調査

土地改良区が裁判所に申立てをするには、組合員の相続人がいないことや、相続人の財産を書面に記載して提出する必要があります。そのためには、亡組合員やその配偶者、子、父母、兄弟姉妹等の戸籍や除籍の証明書、相続放棄申述受理照会の回答書、亡組合員の不動産登記事項証明書を取り寄せて調査する必要があります。

戸籍事項証明書や登記事項証明書は土地改良法第118条第6項により、取り寄せが可能です。

しかし、土地改良区が裁判所に書簿の閲覧・謄写を求めうとする規定は、土地改良法にはありません。そのため、家庭裁判所に相続放棄申述受理の照会を行うには、家事事件手続法の規定によることとなります。ただ、土地改良区からの照会に対しては、家庭裁判所は「相当と認めるときに」回答するとされており、プライバシーの保護を理由に回答を断る事例があるようです。そこで、回答を拒絶されないよう、事前に裁判所との間で打合せをしておく必要があると思われる。

3. 裁判所への申立て

相続財産管理人の申立ては、亡組合員の住所を管轄する家庭裁判所に行います。申立書には、手数料として所要の収入印紙を貼付の上、亡組合員の相続人がいないことや相続財産について記載し、その資料を添付することになります。

更に、申立ての際には、相続財産管理人による財産管理の費用のためや、相続財産管理人の報酬に備えるため、通常、裁判所から予納金の納付を求められますが、この金額が多額にわたることが大きな問題になっています。

例えば、土地改良区が申立てをしたもので、相続財産が田24筆、畑4筆、宅地2筆、建物2軒の事例ではおよそ100万円、田9筆、畑6筆、原野1筆、宅地1筆、建物3軒の事例ではおよそ50万円の予納が求められました。また、土地改良区以外の者が申立てをしようとして家庭裁判所に事前打ち合わせをしたところ、地目は不明ですが土地67筆に対し、予納額が最低でも170万円で、処分が長引けば追加負担の可能性もある、との見解が裁判所から示されたことから、申立てを断念した事例もあるようです。

なお、前述した土地改良区の申立事案では、ほ場整備事業を行うにあたり地元から事業地区に取り込むよう強い要望があり、かつ土地改良区にはほ場整備実施地区に係る積立金があったため予納金はそこから支出できたとの事情があったようです。

なお、この説明は、あくまでも個人的な見解であり、本会の公式な見解ではないことをご了解下さい。

(事業調整センター 加藤)